五　在長崎中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	平成二十七年五月十二日から平成二十八年五月十一日まで
地域	長崎市本尾町（一番から三番まで） 上野町 本原町 大橋町（一番、二番及び二十一番） 橋口町 岡町

○厚生労働省告示第二百三十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である一般財団法人食品分析開発センターＳＵＮＡＴＥＣについて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十六年十二月一日をもってその住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　住所

変更前　三重県四日市市赤堀二丁目三番二十九号

変更後　三重県四日市市赤堀新町九番五号

二　試験検査を行う事業所の所在地

変更前　三重県四日市市赤堀二丁目三番二十九号

変更後　三重県四日市市赤堀新町九番五号

○農林水産省告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐北区白木町大字古屋字石原三〇五、三四九の二、四二四、四三五、四三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石原三〇五・三四九の二・四三五・四三六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、四二四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

	松山町（七番から九番まで） 平和町（二番から七番まで、九番から十二番まで及び十五番から二十八番まで）
側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。	

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町錦織字孫多ケ洞一六八四の一四・一六八四の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六八四の一六から一六八四の一九まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町錦織字三段畑一六八六の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県三豊市仁尾町仁尾字仁尾の上庚三二五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及び三豊市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県高松市塩江町安原下第二号字下切一九四〇の一六、一九四〇の一七

二　(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　香川県高松市塩江町安原下第二号字高橋一九二一の三九、一九二一の四〇

(四)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(五)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市上田上牧町字横落八五〇の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、七八四の一（国有林）、七七八の三・七七九の三・七八二の五・七八四の五・八五〇の二・八五一の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市御作町日影山一〇三八の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）